

V 生活衛生班

1 環境衛生

- (1) 環境衛生営業
- (2) 特定建築物の衛生管理
- (3) 水道に関する事業
- (4) 墓地・埋葬等に関する事業

2 食品衛生

- (1) 食品衛生対策
- (2) 食中毒予防対策
- (3) と畜検査等

3 医事・薬事

- (1) 医 事
- (2) 薬 事



1 環境衛生

(1) 環境衛生営業

環境衛生営業は、公衆衛生に対する意識の向上などにより問題は減少傾向にある。しかし、理容所・美容所では器具の消毒等の衛生指導、公衆浴場では循環式浴槽のレジオネラ菌に関する指導、クリーニング業では、有機溶媒の取り扱いなどの指導が今後も必要である。住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行され、南部管内では令和3年3月末日までに267件の住宅が住宅宿泊事業としての登録がある。

表1 市町村別環境衛生営業施設数

令和3年3月末日現在

業種別		糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	浦添市	久米島町	粟国村	渡名喜村	渡嘉敷村	座間味村	南大東村	北大東村	合計	
理容所		56	55	53	29	18	37	26	90	12	0	0	1	0	1	1	379	
美容所		135	124	75	69	48	74	62	234	19	1	1	0	0	1	0	843	
公衆浴場	普通浴場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	私営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他浴場	第1号	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		第2号	1	4	1	2	1	3	4	7	2	0	0	0	0	0	0	25
		第3号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第4号	3	2	5	3	0	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	21
合計	4	6	7	5	1	6	5	10	3	0	0	0	0	0	0	0	47	
ホテル・旅館等	ホテル	3	1	2	0	0	0	1	5	8	0	0	1	0	0	1	22	
	客室数	543	168	162	0	0	0	52	157	374	0	0	57	0	0	27	1,540	
	収容人員	1,695	252	625	0	0	0	104	304	1,020	0	0	136	0	0	54	4,190	
	旅館	4	1	3	3	2	0	1	14	8	1	0	11	20	5	0	73	
	客室数	84	104	22	42	58	0	8	222	165	16	0	104	181	91	0	1,097	
	収容人員	186	348	71	84	120	0	24	451	388	48	0	318	551	175	0	2,764	
	簡易宿所	48	10	125	0	10	3	37	14	60	12	8	28	84	4	1	444	
	客室数	141	19	335	0	21	6	85	40	209	67	27	173	448	10	22	1,603	
	収容人員	639	57	1,261	0	58	13	248	113	766	185	108	656	1,549	40	56	5,749	
	下宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	客室数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収容人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	旅館・ホテル	施設数	7	6	59	1	1	1	10	20	8	0	0	4	10	0	0	127
	客室数	65	76	106	8	4	36	18	119	263	0	0	21	90	0	0	806	
収容人員	246	197	640	16	8	80	105	482	1,149	0	0	59	219	0	0	3,201		
合計	62	18	189	4	13	4	49	53	84	13	8	44	114	9	2	666		
客室数	833	367	625	50	83	42	163	538	1,011	83	27	355	719	101	49	5,046		
収容人員	2,766	854	2,597	100	186	93	481	1,350	3,323	233	108	1,169	2,319	215	110	15,904		
興行場	常設	0	0	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6	
	仮設及び臨時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6	
クリーニング所	クリーニング所	8	4	3	2	1	1	2	12	3	0	0	0	0	0	1	37	
	取次所	28	47	14	17	13	23	11	175	0	0	0	1	0	0	0	329	
	無店舗取次店	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	合計	36	51	17	19	14	24	13	188	3	0	0	1	0	0	1	367	
特定建築物	10	16	5	11	1	9	4	26	4	0	0	0	0	0	0	0	86	
登録営業所	3	7	5	5	1	7	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	61	
住宅宿泊事業	87	39	49	4	9	9	17	50	2	0	0	0	1	0	0	267		
合計	393	316	402	146	105	171	176	687	127	14	9	46	115	11	4	2,722		

(2) 特定建築物の衛生管理

多数の者が使用し利用する店舗、事務所など、床面積が3,000㎡を超える建築物（学校では8,000㎡以上）については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により特定建築物として定義され、その利用者の健康確保のため衛生上の管理基準が定められており、その管理者には建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないことになっている。さらに特定建築物の維持管理は、通常保健所長の登録を受けた建築物清掃業者等によって行われており、管内では62業者が登録している。

表2 特定建築物の届出状況と建築物環境衛生の登録業者 令和3年3月末日現在

業種別	市町村別	糸	豊	南	西	与	南	八	浦	久	栗	渡	渡	座	南	北	計
		満	見	城	原	那	風	重	添	米	国	名	嘉	間	大	大	
		市	城	市	町	原	原	瀬	市	島	村	喜	敷	味	東	東	
特定建築物の届出状況	興行場						1										1
	百貨店								1								1
	店舗	3	9	2	2	1	5	1	6								29
	事務所	1	4	2	2		2	1	14								26
	学校				5				1								6
	旅館	1	2	1				1		3							8
	その他	5	1		2		1	1	4	1							15
	計	10	16	5	11	1	9	4	26	4	0	0	0	0	0	0	86
建築物環境衛生に係る事業登録業者	建築物清掃業		1						4								5
	建築物空気環境測定業																0
	建築物飲料水水質検査業者数				1				1								2
	建築物飲料水貯水槽清掃業者数	2	3	2	4	1	3		13								28
	建築物ねずみ・昆虫防除業者数		2	2					8								12
	建築物総合管理業者数		1	1					5								7
	建築物空気調和用ダクト清掃業																0
	建築物排水管清掃業者数	1	1	1	0		2		3								8
計	3	8	6	5	1	5	0	34	0	0	0	0	0	0	0	62	

(3) 水道に関する事業

水道法第3条の規定によると、水道とは導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。また、水道事業とは一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で計画給水人口が100人を超えるものをいい、そのうち給水人口が5000人以下のものを簡易水道事業という。給水人口が5000人を超える水道は一般に上水道と呼ばれるが、管内では浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町が上水道であり、離島は久米島を除いて簡易水道である。水源の確保の困難な離島において、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、座間味村は海水淡水化施設により水の安定供給を図っている。

簡易専用水道とは水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、受水槽の有効容量が10m³を超える施設をいう。簡易専用水道取扱要領においては、設置者に届出の他、年1回の登録検査機関による検査等を義務づけている。

平成22年4月より、久米島町、渡名喜村、栗国村、北大東村へ、平成23年4月より与那原町、南城市へ、平成25年4月より浦添市、豊見城市、糸満市へ簡易専用水道に係る事務権限を委譲している。

登録検査機関：

- | | | |
|------------------|-------------|--------------------|
| ・(財) 沖縄県環境科学センター | 浦添市経塚720 | tel : 098-875-1941 |
| ・(株) 沖縄環境保全研究所 | うるま市州崎7-11 | tel : 098-934-7020 |
| ・日東化学工業(株) | 那覇市山下町28-36 | tel : 098-996-2346 |

(4) 墓地・埋葬等に関する事業

墓地等の経営許可制度は「国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする」という観点から設けられており、知事の許可処分もこの趣旨に沿って行われてきた。

墓地等の設置・経営については、公益性が強いこと、永続的管理が確保されなければならないことなど法の趣旨からも原則として個人墓地は認められていない。

また、墓地等の設置・経営については、市町村の都市計画や土地利用との関わりが深く、景観や宗教的感情から地域住民との調整が必要なため、住民生活に密着した市町村が許可権限を持つことが望ましい。そのため、平成21年4月から市町村への権限委譲を進めており、平成25年4月に西原町、与那原町、八重瀬町に移譲したことをもって、全ての市町村へ移譲された。

2 食品衛生

(1) 食品衛生対策

近年、県民生活の向上及び食品製造・加工技術等の進展に伴い、食品流通の広域化・国際化が進んでいる。このため、食生活の多種多様化の傾向が高まり、県民からも「食の安全性の確保」が強く望まれている。食品に起因する危害の発生を未然に防止するため、営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対する食品衛生講習会を実施し、自主管理体制の強化を図った。さらに、食品の表示の徹底を指導するとともに、(一社)沖縄県食品衛生協会南支部と連携し、営業者並びに県民への食品衛生思想の普及啓発を推進している。

表1 市町村別食品衛生関係営業許可施設数

令和2年度

業種	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	南部管内	※1 沖縄一円	※2	※3	合計
飲食店	一般食堂・レストラン等	644	385	286	200	146	105	167	29	32	9	4	16	6	88	102	0	0		2,219
	仕出し屋・弁当屋	98	41	37	23	20	15	17	0	0	0	0	1	0	2	19	0	0		273
	旅館	3	3	1	9	1	0	0	9	41	5	2	1	1	10	0	0	0		86
	その他	733	389	206	177	114	204	150	11	27	3	1	14	7	65	86	486	120		2,793
菓子(パンを含む)製造業	162	112	77	88	57	21	43	3	3	5	1	5	4	39	47	60	16		743	
乳処理業	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		4	
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
乳製品製造業	5	5	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		18	
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
魚介類販売業	112	92	42	62	26	20	25	5	11	4	3	6	3	29	30	6	13		489	
魚介類せり売り営業	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0		6	
魚肉練り製品製造業	3	11	2	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0		24	
食品の冷凍又は冷蔵業	16	26	3	4	8	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0		65	
かん詰又はびん詰食品製造業	1	4	4	5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		17	
喫茶店営業	144	42	73	29	26	16	36	0	1	0	0	2	0	4	23	201	77		674	
あん類製造業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	
アイスクリーム類製造業	27	24	17	9	6	3	8	0	0	0	0	0	0	1	4	9	2		110	
乳類販売業	119	53	46	43	33	18	47	2	6	3	1	4	1	12	27	1	12		428	
食肉処理業	4	0	1	11	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0		22	
食肉販売業	125	81	57	57	27	17	43	4	7	4	2	4	1	19	37	8	3		496	
食肉製品製造業	6	4	5	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0		21	
乳酸菌飲料製造業	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		4	
食用油脂製造業	1	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		5	
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
みそ製造業	2	3	3	6	3	1	1	1	0	2	0	0	0	4	4	0	0		30	
醤油製造業	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		2	
ソース類製造業	5	8	3	7	2	1	0	1	0	0	0	0	0	4	2	0	0		33	
酒類製造業	0	4	2	2	3	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0		15	
豆腐製造業	4	9	8	4	7	1	3	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0		41	
納豆製造業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	
めん類製造業	8	8	8	1	5	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0		36	
そうざい類製造業	80	80	42	36	28	19	20	6	6	0	1	6	5	29	30	0	0		388	
添加物製造業	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		7	
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
清涼飲料水製造業	12	12	10	11	10	2	3	0	0	0	0	0	0	12	2	0	0		74	
冰雪製造業	2	1	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0		10	
冰雪販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		1	
合計	2,322	1,404	938	794	533	448	570	71	136	37	15	62	28	337	427	771	243		9,136	

※1：簡易営業 ※2：自動車営業 ※3：市町村不明施設

表2 許可を要する食品関係営業施設

令和2年度

業種	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業施設数 (年度中)	処分件数						告発件数(年度中)		調査・ 監視指導 施設数 (年度中)	
		継続	新規		営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他	無許可 営業	その他		
飲食店営業 一般食堂・ レストラン等	2,219	234	238	213										291
仕出し屋・弁当屋	273	27	32	30										4
旅館	86	16	5	16										33
その他	2,793	232	370	313			1							481
菓子(パンを含む。)製造業	743	86	72	75										88
乳処理業	4	0	0	0										0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0										0
乳製品製造業	18	0	3	1										4
集乳業	0	0	0	0										0
魚介類販売業	489	60	57	59			1							63
魚介類せり売り業	6	1	0	0										1
魚肉ねり製品製造業	24	2	3	2										4
食品の冷凍又は製造業	65	8	3	2										4
かん詰またはびん詰食品製造業 (上記および下記以外)	17	0	1	0										3
喫茶店営業	674	24	81	117										44
(再掲)自動販売機	271	6	42	51										23
あん類製造業	1	0	0	0										0
アイスクリーム類製造業	110	6	6	17										7
乳類販売業	428	40	45	33										43
食肉処理業	22	1	1	1										2
食肉販売業	496	46	67	39										74
食肉製品製造業	21	0	1	0										3
乳酸菌飲料製造業	4	0	0	0										0
食用油脂製造業	5	0	1	0										0
マーガリン又は ショートニング製造業	0	0	0	0										0
みそ製造業	30	6	2	1										3
醬油製造業	2	2	0	0										1
ソース類製造業	33	4	4	3										5
酒類製造業	15	3	0	2										0
豆腐製造業	41	5	2	10										5
納豆製造業	1	0	0	0										0
めん類製造業	36	5	1	1										4
そうざい製造業	388	42	46	29										51
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る。)製造業	7	1	1	0										1
食品の放射線照射業	0	0	0	0										0
清涼飲料水製造業	74	4	1	7										3
氷雪製造業	10	0	0	0										0
氷雪販売業	1	0	0	0										0
計	9,136	855	1,043	971			2			0				1,222

露店・臨時及び仮設営業は、平成12年度の食品衛生法の一部改正により、簡易営業として取り扱われ、許可期限が5年となったが、施設基準は厳しくなり、より安全な食品が提供できるように考慮されている。令和2年度は、新型コロナの影響でイベントや地域の催事が中止となった為か、前年と比べ新規の簡易営業申請が減少した。

表3 簡易営業許可施設数

令和2年度

	飲食店 営業	喫茶店 営業	菓子製造業	アイスクリー ム類製造業	魚介類 販売業	食肉 販売業	乳類 販売業	冰雪 販売業	計
新規	24	3	3	0	0	2	0	0	32
合計	487	202	60	9	6	8	1	0	773

表4 許可を要しない食品関係営業施設

令和2年度

	営業施設数 (年度末現在)	処 分 件 数 (年度中)				告発件数 (年度中)	監視指導施設数 (年度中)
		営業禁 止命令	営業停 止命令	物品廃 棄命令	その他		
給 食 施 設	学 校	30					3
	病院・診療所	77					3
	事業所	40					2
	その他	498					26
乳 さ く 取 業	2						0
食 品 製 造 業	718						37
野菜果物販売業	1						0
そうざい販売業	0						0
菓子(パンを含む)販売業	8						5
食品販売業(上記以外)	511						38
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く)の製造業	0						0
添加物の販売業	0						0
冰雪採取業	0						0
器具・容器包装、おもちゃの製造又は販売業	6						0
計	1,891						114

表5 乳の収去試験

令和2年度

	収去した もの (実数)	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査							乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査						
		試験した場所			不適 検体 数	不適理由(延数)				試験した場所			検査 件数		
		保健所	地方衛生 研究所	その他		無脂肪 固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸 菌群	抗菌性 物質		保健所	地方衛生 研究所
生乳															
牛乳	1			1											
部分脱脂乳															
加 工 乳	乳脂肪分 3%以上														
	乳脂肪分 3%未満														
その他の乳															

表6 食品等の試験検査結果

令和2年度

	収去した もの (実数)	試験した場所			不良 検体 数	不良理由(延数)						暫定的 規制値 の定め られて いる試 験した 収去検 体数 (実数)	
		保健 所	地方 衛生 研究 所	その 他		大腸 菌群	異物	添加 物使 用基 準	法定 外添 加物	残留 農薬 基準	抗菌 性物 質		その 他
魚介類	2		2										
無加熱摂取冷凍食品													
冷凍食品													
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品													
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品													
生食用冷凍鮮魚介類													
魚介類加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	1		1										
肉卵類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	5			5									
乳製品													
乳類加工品(アイスクリーム類 を除き、マーガリンを含む)													
アイスクリーム類・氷菓													
穀類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)													
野菜類・果物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	7		7										
菓子類													
清涼飲料水													
酒精飲料													
氷雪													
水													
かん詰め・びん詰め食品													
その他の食品	1		1										
添加物及びその他の製剤													
器具及び容器包装													
おもちゃ													
計	16	0	11	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 食中毒予防対策

令和2年度は食中毒が2件発生し、1件が飲食店を原因施設とする食中毒であった。新型コロナの影響で会食の機会が減ったことが原因かは不明だが、例年に比べ食中毒の件数は減少した。引き続き営業者へ手洗いや適切な食品の取扱いについて指導し、食中毒の未然防止に努めるよう監視指導する必要がある。

表7 食中毒発生状況

令和2年度

	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	R2.5.9	自宅	2	1	R2.5.9に当該施設で加工販売された刺身	アニサキス	製造所
2	R2.8.6	自宅等	11	9	R2.8.6に当該施設で調理された焼き鳥	サルモネラ属菌	飲食店

(3) と畜検査等

ア と畜検査実施状況（令和2年度）

畜種別、月別と畜検査頭数、開場日数、と畜検査員動員数、と畜検査に基づく処分状況を表1に示す。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う検査員の渡航制限、及び現地嘱託獣医師不在によりと畜日数が昨年度より17日減少した。

表1 と畜検査実施状況

			合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
開場日数	と畜検査員	数	60	2	2	8	6	4	5	4	5	11	1	5	7	
	嘱託獣医師	数	0													
	と畜頭数	数	87	4	4	6	3	8	3	3	3	35		14	4	
開場日数	と畜頭数	数	30	1	1	3	2	2	3	3	1	6		4	4	
	禁止	数	0													
	全廃	数	0													
豚	一部廃棄 病名詳細	処分実頭数	76	4	2	5	2	8	2	3	3	33		10	4	
		疾病別頭数	78	4	2	6	2	8	2	3	3	33		11	4	
		一部廃棄総数	190	10	2	13	3	24	2	8	6	87		25	10	
		胸膜炎	23	1		2	1	4		1		4		8	2	
		肺炎その他型	31		1	1		2		1	1	23		1	1	
		心外膜炎	7			1		1					2		3	
		肝包膜炎	9	1		1	1	1			1	2		1	1	
		肝炎	33	2	1	1		4		1	2	18		4		
		寄生虫肝炎	0													
		腸炎	14					2			1		9			2
		腹膜炎	31	4		4	1	4		1	2	9		4	2	
		腎炎他	33	2		2		6	2	1		16		2	2	
		腎嚢胞	3			1					1				1	
		その他	6								1		4		1	
山羊（綿羊を含む）	一部廃棄 病名詳細	と畜頭数	123	2	5	17	7	6	10	17	12	22	6	9	10	
		開場日数	45	1	1	8	4	3	4	4	5	5	1	3	6	
		禁止	0													
		全廃	0													
		処分実頭数	79	1	2	14	7	3	7	12	9	13	3	3	5	
		疾病別頭数	88	1	2	15	8	3	8	12	9	16	3	4	7	
		一部廃棄総数	105	1	3	14	9	4	11	18	11	18	4	5	7	
		胸膜炎	0													
		肺炎その他型	20				1	1	2	3	3	5	1	2	2	
		心外膜炎	0													
		心内膜炎	0													
		肝包膜炎	0													
		肝炎	4							1	2	1				
		腎炎他	62	1	2	12	7	3	7	11	7	8	1	1	2	
腎嚢胞	0															
膵臓	12				1		1			4	2	2	2			
腸炎	5			2				1		1			1			
腹膜炎	0															
その他	2		1						1							
牛（とくを含む）	一部廃棄 病名詳細	と畜頭数	5				2		1			2				
		開場日数	5				2		1			2				
		禁止	0													
		全廃	0													
		処分実頭数	5				2		1			2				
		疾病別頭数	8				2		2			4				
		一部廃棄総数	11				5		2			4				
		胸膜炎	0													
		その他肺炎	2				1					1				
		心外膜炎	1									1				
肝包膜炎	0															
肝炎	2				1		1									
嚢胞腎	3				1		1			1						
腎炎他	1				1											
腹膜炎	1									1						
その他	1				1											

イ 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

令和2年度の確認羽数、全部廃棄羽数、一部廃棄羽数の月別処理状況を表2に示す。

表2 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

処理場名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
久米島赤鷄牧場	確認羽数	617	672	594	496	473	407	559	536	826	678	736	835	7,429	
	廃棄羽数	全部廃棄		8			2								10
		一部廃棄													0
久米島高等学校	確認羽数			100				198				107		405	
	廃棄羽数	全部廃棄						1						1	
		一部廃棄			1				1				4		6

全部廃棄：と体、内臓全ての廃棄

一部廃棄：内臓等一部分の廃棄

ウ と畜場及び認定小規模食鳥処理場の概要

表3 と畜場・食鳥処理場の概要

	と畜場	認定小規模食鳥処理場	認定小規模食鳥処理場
名称	久米島と畜場	久米島赤鷄牧場	沖縄県立久米島高等学校
代表者	久米島町長	山城和満	学校長
所在地	久米島町字兼城コーテ原215	久米島町字具志川山田588-7	久米島町字嘉手苅727
電話番号	098-985-3094	098-985-2379	098-985-2233
許可年月日	昭和56年11月12日	平成18年6月28日	令和元年5月22日
許可番号	環衛第970号	沖縄県指令福第1661号	沖縄県指令福第167号
検印番号	7		
使用水	上水道水	上水道水	上水道水
処理獣畜	牛・馬・豚・綿羊・山羊	鶏	鶏
1日の処理能力	大動物1頭、小動物17頭	150羽	50羽

表4 と畜場の使用料・解体料・検査手数料等

畜種	使用料	解体料	検査手数料
牛・馬	2,500	1,200	600
豚・とく・こま	1,100	900	300
山羊・綿羊	200	200	200

3 医事・薬事

(1) 医事

ア 管内の病院、診療所

令和3年3月31日現在、管内15市町村別の医療施設は表1のとおりであり、病院、診療所がそれぞれ28件、395件となっている。

表1 市町村別病院・診療所施設数

令和3年3月31日現在

	病院	診療所						合計
		一般			歯科			
		個人	法人	小計	個人	法人	小計	
浦添市	7	33	45	78	42	15	57	142
糸満市	5	8	19	27	17	2	19	51
豊見城市	4	14	26	40	18	4	22	66
南城市	1	5	11	16	10	2	12	29
西原町	2	5	14	19	9	1	10	31
与那原町	1	3	6	9	4	2	6	16
南風原町	6	11	17	28	9	6	15	49
久米島町	1	1	2	3	0	1	1	5
八重瀬町	1	5	8	13	6	2	8	22
渡嘉敷村	0	0	1	1	1	0	1	2
座間味村	0	0	2	2	0	0	0	2
栗国村	0	0	2	2	0	0	0	2
渡名喜村	0	0	1	1	0	1	1	2
南大東村	0	0	1	1	0	1	1	2
北大東村	0	0	1	1	0	1	1	2
合計	28	85	156	241	116	38	154	423

【備考】 診療所については、個人、法人別に計上してある。

イ 管内の施術所

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法により届出された施術所は表2のとおりであり、管内総件数は293件となっている。

表2 市町村別施術所数

令和3年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	62	23	19	21	12	10	22	4	15	0	0	0	0	1	0	189
柔道整復師法	32	13	22	6	3	10	9	0	9	0	0	0	0	0	0	104
合計	94	36	41	27	15	20	31	4	24	0	0	0	0	1	0	293件

【備考】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による出張専門の届出をした者が72人いる。

(2) 薬事

ア 管内の薬局開設件数等

令和3年3月31日現在、薬局等の許可業態数の市町村別内訳は表3のとおりであり、薬局162件、店舗販売業73件などとなっている。

表3 市町村別薬事関係許可業態数

令和3年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	那覇市	県外	合計
薬局	53	19	24	9	18	7	18	3	10	0	0	0	0	1	0			162
薬局製剤製造販売業	3	1	0	0	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0			10
薬局製剤製造業	3	1	0	0	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0			10
店舗販売業	23	8	12	7	3	6	9	2	3	0	0	0	0	0	0			73
配置販売業	5	3	1	1	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	8	5	28
卸売販売業	23	3	8	0	1	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0			43
特例販売業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1			6
合計	110	35	45	18	29	17	36	5	18	1	1	1	0	2	1	8	5	332

【備考】 配置販売業については、業者住所別に計上してある。

イ 管内の毒物劇物営業登録件数

令和3年3月31日現在、毒物及び劇物取締法による販売業の登録件数は表4のとおりであり、管内総件数は111件となっている。

表4 市町村別毒物劇物販売業登録業態数

令和3年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計
一般	36	10	6	3	7	4	10	2	4	0	0	0	0	0	0	82
農業用品目	2	3	4	5	1	0	2	1	4	0	0	1	0	1	1	25
特定品目	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	40	15	10	8	8	4	12	3	8	0	0	1	0	1	1	111